

○委員長（徳永エリ君） ただいまから環境委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（徳永エリ君） 御異議ないと認めます。それでは、理事に三木亨さんを指名いたします。

○委員長（徳永エリ君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、公害等調整委員会事務局長山内達矢さん外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（徳永エリ君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（徳永エリ君） 環境及び公害問題に関

する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 おはようございます。立憲民主・社民の那谷屋正義でございます。

今日は、理事の皆様、そして各委員の皆様の御配慮をいただきまして質問の機会をいただきましたこと、まず冒頭御礼申し上げます。

ありがとうございます。四十分間ということでありませぬけれども、よろしく願います。

それでは最初に、国会の同意人事というのがよくありますけれども、この環境部会でせんだつて公害紛争処理委員の皆様のご同意人事をするときに

出てきた問題かなというふうに思っておりますが、この公害紛争処理の問題ですね、かなり掛かっております。

公害等調整委員会の政策評価というものにおいては、裁定時間の平均処理期間が、専門的な調査を要しないものは一年と三か月、専門的な調査を要するものは二年以内という目標が設定をされています。この目標が一体どういうものなのかということ、まずはこの根拠をお示しいただきたいというふうに思います。

○政府参考人（山内達矢君） お答えいたします。公害等調整委員会におきましては、事件の内容に応じて、職権により現地において被害の発生状況に関する調査を行うことや、当該事件に係る専

門的知見を有する者を専門委員に任命し、その専門的知見の活用を図ることなどにより、紛争の適正な解決に努めております。

このような専門的な調査を行う場合には、御指摘のとおり、調査に必要な期間を考慮して標準処理期間を二年とし、専門的調査を行わない場合の標準処理期間は一年三か月としております。

この標準処理期間は、平成二十一年度に過去の実績及び公害に関連する民事訴訟の審理期間を参考にして定めたものでございますけれども、その後、平成二十六年度に一部見直しを行いました。今後にも必要に応じて見直してまいります。

○那谷屋正義君 そうした目標があるんですけども、令和二年度に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された三十七件と二年度に新たに受け付けた十四件の計五十一件で、このうち十五件が令和二年度中に終結し、残り三十六件は翌年度に繰り越されたことでもあります。

近年、繰越件数が増えているように感じるわけですが、その要因について伺いをいたします。

○政府参考人（山内達矢君） お答えいたします。公害等調整委員会の取り扱う事件につきまして、申請を受け付けてから終結するまでの間に平均して一年から二年程度を要しております。先ほどお答えしたとおり、専門的な調査を行う事件が

多い場合には審理に時間が掛かるため、次年度に繰越しとなる件数が多くなっております。

また、最近二年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大、感染拡大の影響で、当事者との協議、現地調査、審問期日等を実施しにくい環境にあり、事件の審理に時間を要する状況でございました。

以上でございます。

○那谷屋正義君 新型コロナウイルス感染症の關係が集まらないということとか調査が思うようにいかないというのは分からなくもないんですけども、この新型コロナウイルス感染、ウイルス以前からやっぱりこうした部分というのが見られるような気もしております。

ですから、やっぱりこういったのは、いわゆる訴訟される方たちというのはやっぱり一日も早く答えを知りたいということなんだろうと思いますので、そこで何か工夫が必要ではないか。

例えば、今いろんなところでウェブの会議だとかございます。したがって、全国様々なところから一か所に集まってそれについて議論をするというこのみならず、やはりウェブを使ってその中で議論をするというふうなことも必要ではないかというふうに思うんですけども、そうしたIT化に向けた現状と今後の方針について見解をお願いします。

○政府参考人（山内達矢君） お答えいたします。

御指摘のとおり、処理期間の短縮は重要と考えております。そのための取組として、審理計画の作成や集中証拠調べを実施しているほか、遠隔地の当事者との間では、ウェブ会議システムや電話会議システムを用いた進行協議等を実施しております。このようなウェブ等の活用はコロナ禍でも一定の成果を上げたものと認識しております。

今後とも、政府全体のデジタル化の推進に歩調を合わせて手続の見直しを行うなど、審理に際してウェブの活用等の取組を進め、処理期間の短縮に努めてまいります。

○那谷屋正義君 訴訟される方々の年齢層を見てもみますと、お若い方というよりもやっぱりかなり高齢の方が多いということ、やはり一日も早い結果を知りたいということが本音だと思えます。だから、そうした方たちに寄り添う形で、一日も早く、様々な工夫をしていただいて、処理が行われるように申入れをさせていただきたいというふうに思います。

さて、この公害紛争処理制度の対象拡大であります、対象問題でありますけれども、環境基本法というので、本二条の三項に定められている典型七公害、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、それから騒音、振動、地盤沈下、悪臭と、こういうふうになっております。

ところが、近年、様々な生活の変容に伴って、

例えば風通しが悪くなったと、この建物のおかげで風通しが悪くなったとか、あるいは全然日が当たらなくなっちゃったということで、日照権の問題等々ですね、公害の対象を拡大すべき段ではないかというふうに思うんでありますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（山内達矢君） お答えいたします。

公害等調整委員会が扱う公害の範囲は、公害紛争処理法において、環境基本法に規定する公害と定義されております。環境法制全体における位置付けの問題や、典型七公害以外の環境紛争についてどのような基準を適用することができるかなど実務上の問題がありますことから、現時点において典型七公害以外に対象を拡大することは困難であると考えております。

他方で、全国の都道府県、市区町村に置かれております公害苦情相談窓口においては、典型七公害に当たらない公害苦情についても、被害者からの御相談に応じてその解決に努められているところでございます。

今後とも、公害紛争、公害苦情の解決について、地方公共団体と情報を共有し、相互の連携を強化することで公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図ってまいります。

○那谷屋正義君 ここには加えられないけれども、自治体の様々な相談窓口が設けられているという

ことでありますので、是非その部分について広くまた皆さんに周知していただけるように努力いただきたいというふうに思います。

何か問題が起こっても訴えるところが無いということになると、これは、私のように隣人を愛する者はいいんですけれども、中には気の短い方がいて、どなり込みに来たりとか、あるいは何か問題、暴力事件とかそういったことが起こらないとも限らないわけでありますので、是非そうした相談窓口を利用して、温和な、穏便にこういったものを解決できるようなシステムというのはやっぱり必要だろうというふうに思いますので、これもお願いをしておきたいというふうに思います。

それから最後、この公害紛争処理問題について最後の質問になりますが、令和三年に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件は、調停が三件、裁定が五十九件、計七十二件となっております。本来、この公害訴訟はそもそも起こらない方がいいわけでありますが、紛争が生じてしまった際にはやはりこの公害紛争処理制度の活用は有益であるというふうに考えております。

ただし、残念ながら、国民への認知度というのがもう少し低いのではないかなというふうに思うわけでありまして、その利用促進のために、万が一のための利用促進のために制度の周知の必要があるというふうに思われますが、これまでどのよ

うな広報活動を行ってきたのか、また今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（山内達矢君） お答えいたします。御指摘のとおり、公害でお困りの方などが容易に利用できるよう、制度の周知が重要であると認識しております。

これまで、リーフレットの作成、配布、ホームページでの情報提供、政府広報番組の作成などの広報を実施しております。また、代理人となる可能性のある弁護士等を対象として、講演会などにより公害紛争処理制度の周知に努めております。

今年度は、SNSによる情報の発信やバナー広告の掲載を行うこととしており、今後も様々な機会を通じて公害紛争処理制度の認知度の向上に努めてまいりたいと思います。

○那谷屋正義君 是非よろしくお願いいたします。総務省に関する質疑はここまででございますので、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長（徳永エリ君） それでは、御退席ください。

○那谷屋正義君 次に、地球温暖化対策について御質問をいたします。

昨年、イギリスのグラスゴーで開催されましたCOP27ジュネウロクと言うと何か余り格好よくないらしいんですね、トウエンティシックスですかね、世界の気温上昇を一・五度ということ、

そこを強調して、一・五に抑える努力を追求することが示され、事実上その目標が世界の新たな共通目標になりました。我が国も、菅前総理が、二〇三〇年度に温室効果ガスの排出量を二〇一三年度比四六％削減、そして二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言しました。岸田総理も、二〇三〇年までを勝負の年というふうに位置付けられております。

まず、我が国の二〇三〇年度目標に向けて政府としてどのような取組を具体的にを行うのか、またもう既に開始されているのか、お願いいたします。

○政府参考人（小野洋君） お答えいたします。まさに二〇三〇年までが勝負の十年ということでございます。環境省におきましては、脱炭素社会への移行を強力に推進するために、地域脱炭素とライフスタイル転換に関して、令和三年度の補正予算と令和四年度当初予算、それから財政投融资合わせて一千億円以上を重点配分をしております。

具体的な取組を何点か御紹介いたしますと、まず、脱炭素先行地域の創出などを支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金二百億円を令和四年度予算に盛り込んでおります。さらに、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への新たな出資制度の創設を盛り込んだ地球温暖化対策推進法の改正案を今、国会で御審議をいただいております。

また、先日、二〇五〇年を待つことなく、前倒しでカーボンニュートラルを目指す脱炭素先行地域二十六件を選定させていただいたところでございます。これらの施策により、地域脱炭素を加速するなど、社会経済の変革につなげてまいります。

さらに、本年一月にクリーンエネルギー戦略に関する有識者懇談会におきまして、総理から山口大臣に対して、地域における脱炭素の取組の後押しや暮らしの変革などの具体策を検討するよう指示がございました。これを受けて、中央環境審議会に炭素中立型経済社会変革小委員会を設置して御議論をいただき、中間整理を行っているところでございます。このような中間整理に基づいてまた施策を具体化し、強力に進めてまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 是非本気で、本気でというか、本腰を入れるのであれば、やはりそれなりの予算というものについて、それに見合った予算を今後とも確保していただく必要があるのではないかと、いうふうに思います。

脱炭素化という点、どうしても時が流れると様々なことが起こってきまして、なかなか思うようにいかないというのも現実だろうというふうに思います。

去る三月十六日の福島県沖を震源とするマグニチュード七・三の地震の発生、これによって、火

力発電所が六基停止したり、あるいは天候不良、気温の低下などの要因が重なって、東京電力管内などで三月二十二日から二十三日にかけて電力需給逼迫警報が発令をされたということであり、私は、この三月と二月という点、最近やたら、何とか警報発令とか、大臣が突然ぽこつと言われることが多いなど。変な話、二年前は突然学校一斉休業とかという話が出てきたりとか、それで今年はどうした電力需給逼迫警報が発令と。これ、まず最初に、本当にそんなに逼迫しているのか、というのが私の最初聞いたところでもあります。まあ、ちよつとへそ曲がっているのかもしれませんが、

けれども。

そこで、やっぱりこうしたことを本当に国民に理解をいただく、それから、それはしっかりと数値に基づいて連絡をするという、御協力をいただくにはしっかりとしたそういった数値的な証明も含めて行っていくことが重要ではないかというふうに思っております。国民の皆様の協力等によって大規模停電は避けられたわけでありますけれども、電力の安定供給に不安を抱いた方々も多かったということでもあります。

しかし、そこですぐに、再生可能エネルギー拡大への機運が弱まって、直ちに原発や火力発電見直しの動きがあるというような声もありました。しかし、本当にそれでいいのかということ

についてはしっかりと科学的な根拠を含めて議論をしていく必要があるということで、軽々にその方向に走るのには、私は違和感があります。今回の反省を踏まえて、むしろ再生可能エネルギーの弱点を見直して、それを改善する契機にするべきだ、というふうに思うわけであります。

まずは、今回の電力需給の逼迫の原因、当時の電力需給状況、国民の協力がどの程度大規模停電回避に貢献したのか等をしつかりと検証し、その上で再生可能エネルギーの安定供給について考える必要があると思います。これらのことについて、具体的にもし今お示しできるものがあればお示しをいただきたいというふうに思います。

○政府参考人（小澤典明君） お答えいたします。私の方から、三月二十二日の電力需給の逼迫の状況等について御説明を申し上げます。

まず、三月二十二日の電力需給逼迫におきましては、国民の皆様の多大な御協力によりまして大規模な停電を回避することができました。改めまして、皆様の停電への御協力について感謝を申し上げます。

当時の状況でございますけれども、まず三月二十二日の電力需給逼迫につきまして、十六日の福島県沖地震の直後に、これは委員の御指摘のとおりでございますけれども、まず十四基の火力発電所が停止をいたしました。二十二日の需給逼迫の

際にも六基が依然として停止をしたままとなっております。これに加えまして、二十二日の東日本全体が悪天候で、日中の気温が平年より大幅に低い、予報が徐々に変わりまして、電力の需給がこの時期として異例の高水準となりました。さらに、実際の悪天候によりまして太陽光発電の供給力が大幅に低下したこと、磯子火力発電所等が追加で計画外停止したことも重なりまして、電力需給が極めて厳しくなりました。

二十二日の東京電力管内の需要見通しは、十九日の二十時段階では四千三百万キロワットでございましたが、二十一日十七時段階で四千八百四十万キロワットと大幅に増加いたしました。これは、十年で一度の厳しい寒さを想定した場合の三月の最大需要を約三百万キロワット上回る極めて高い水準でございました。そのため、二十一日の二十時に需給逼迫警報を発令いたしましたして、節電をお願いすることにいたしました。

節電量の実績につきましては、需給逼迫警報の発令が二十一日の二十時と遅れたことから、二十二日当日になっても、東京電力管内の電力需要は高水準で推移をいたしました。午前中までの節電達成率は最大でも四〇%程度と、目標とする節電量を二百から三百万キロワット下回っている状況でございました。こうした中、十四時三十分過ぎに萩生田経済産業大臣が緊急会見をいたしましたして、

改めて節電の要請、節電を要請するなどを行いまして、十五時以降は節電量が急速に拡大をいたしました。十六時台の節電実績値は四百八十一万キロワット、目標とする節電量を約一割超える結果となりました。最終的には、二十二日の東京電力管内では、想定需要から合計で四千三百九十五万キロワットアワーを削減することができました。一日を通じて目標としていた節電量の約七割を達成することができたというところでございます。

一方で、今回の一連の対応につきましては、現在、審議会の電力・ガス基本政策小委員会において検証を行ってございます。需給逼迫警報がもう少し早く発令されていれば余裕を持って対応できたなどの御指摘をいただいているところでございます。

需要家の皆様、そして国民の皆様の理解と協力を求めるためには、適切なタイミングでの呼びかけを行うことが極めて重要でございます。節電要請のタイミングを含めた今回の一連の対応につきましては、夏までを用途にしっかりと検証し、改善策をまとめていくところでございます。

○那谷屋正義君 御説明ありがとうございます。ただ、今のように長いと、説明が長いと、国民がぱっと理解するのはなかなか容易ではないというのでも確かであります。まあ確かに、具体的な数値をやっぱり言ってしまうことなんで、時間掛か

るんだろうというふうに思っています。

今日、皆様に資料を配らせていただいております。発電所稼働状況と地震の影響ということ、折れ線グラフ等々がございまして、今御説明のあった内容がここに記されております。

質問の最初に申し上げましたように、原発というところについて言えば、この左側のところ、八・二というふうに書いてありますけれども、原発は今回の事象には全く関係ございませんでした。ですから、これによってすぐに原発という話はちょっと早計かなということを改めて指摘をしなければいけないと思えますが、ただし、やはり逼迫をしていたということは事実でありまして、やっぱり国民の皆様、経済生活の上では安定した電力が供給をされるということは大事なことでありますので、今後どういうふうにしていったらいいのか。

さはさりながら、例えば火力、それから原発を除いて一体どうやって電力を満たすんだと、需給を満たす、あつ、需要を満たすんだというような話になると、何となくベクトルが若干違う方向を向いてしまう可能性があります。いつもこの環境委員会でも、環境省のやろうとすることに對して、どうしても経産省が、別に引っ張っている、足を引っ張っているとは申し上げませんが、ベクトルがどうしても逆の方向を向きがちなんです。やっぱり、政府一体となって取り組まなきゃ

いけないこの脱炭素化ということの観念でいえば、観点からいえば、是非やっぱり協力をしなければいけないというふうに思います。

今回のこの電力需給の逼迫の原因について今お話しただきましたけれども、この点について、まず経産省のお考えを伺いたいというふうに思います。

○大臣政務官（吉川ゆうみ君） お答えを申し上げます。

電力は、全ての社会経済活動の土台となる、我が国、大変重要なものがございます。我が国の国際競争力の維持あるいは強化と国民生活の向上の観点から、Sプラス3E、すなわち安全性、安定供給、そして経済効率性、また環境適合、このバランスを取り続けていくこと、これは最重要課題であるというふうに認識をいたしております。

ただ、資源が乏しく、四方を海で囲まれ、自然エネルギーを活用する条件が諸外国と異なる我が国におきましては、このSプラス3Eの全てを満たす完璧なエネルギー源というものが存在せず、今後の技術開発などの不確実性というものがあることを踏まえますれば、再エネ、原子力、火力、水素、CCUSなど、あらゆる選択肢を追求し、電力の安定供給の確保、そして二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現、この両立を目指すことが大変重要であるというふうに認識をいたしてお

ります。

こうした考え方は、昨年十月、閣議決定をされたエネルギー基本計画にも明記をされているところでございまして、エネルギー基本計画に基づき、環境省を含めた関係省庁としっかりと連携をしながら、全力を挙げてエネルギー政策に取り組んでいく所存でございます。

○那谷屋正義君 今、いろいろな観点からしっかりと検討していくことが必要だというお話がございました。

まあ言ってみれば、原発についてもそうですけども、火力発電のその脱炭素化との逆のベクトルに対して、やはり一体となって脱炭素ということを目指していく上では、やはりまずはその再生可能エネルギー拡大というものについてしっかりと検討していくということが最優先されなければならぬのではないかというふうに思いますが、環境大臣、その辺、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（山口壯君） 電力の安定供給は、これはもう絶対重要だというふうに考えています。

この間、太陽が照っていないければ太陽光がうまくいかなかったと。蓄電システムがもっともっときちんとしていれば、電力の安定供給はもうちょっとカバーできると思うんです。今はほとんどほとんど蓄電池も新しくなっていますから、そういう意味では、環境省としても、この再生可能エネ

ルギーが電力の安定供給につながるように、そういう仕組みも整えなければいけないと思います。

このエネルギーの安定供給を確保するためというところで、再生可能エネルギーも含めた多様なエネルギーを活用するということが重要だと、これも総理もおっしゃられたことですけれども、この十月のエネルギー基本計画を見たら、再エネは一八から三六―三八、あるいは石炭は三二から一九に減らして、まあいろんな、原発は六から二〇なり二二に持つていくと、いろんな基本計画があります。そういうことを全て含んだ上でということでの温暖化対策を進めていくということだと思えます。

ちなみに、ロシアのこのウクライナの情勢含めて、脱ロシアということも今よく言われています。石油が四％、それから天然ガスは九％、それから石炭が一％、ここをどういうふうに脱ロシア持つていくのか。一％の石炭については、ヨーロッパも言い出して、日本もそれはもう何とかしようというところで動いています。

そうなってくると、この自前の、国産の自立したエネルギーシステムを整えていくということも、この電力の安定供給にどうしても関わってくると思うんです。そういう意味で、先般発表、おととい、二十六日に発表させてもらった二十六の脱炭素先行地域、もうこういうものは、地産地消でそ

れぞれこのエネルギーを供給できる仕組みというものも含んでいます。

そういうことも含めて、地域の脱炭素化が、この全体の温暖化に行くと同時に、電力の安定供給にも貢献するというふうに確信して進めさせていただきます。と思っています。

○那谷屋正義君 この相反するというか、今現象として相反する様々な問題について、是非経産省とそれから環境省一体となって、その他の省庁も当然関わってくると思いますけれども、是非脱炭素化に向けて、政府一体的な取組、そしてそれを国民に理解いただくための具体的な説明、こういったものについては是非今後も工夫をしていただきたいというふうに思います。

経産省の方、政務官を始め、質問はこれだけでございますので、対応をお願いします。

○委員長（徳永エリ君） それでは、御退席ください。吉川政務官、小澤統括調整官、どうぞ御退席ください。

○那谷屋正義君 今申し上げましたように、あるいは大臣が言われたように、ロシアのウクライナ侵攻の問題等もあって、本当にこの脱炭素化においては様々なハードルというか、そういったものが次々と我々に立ち向かってくるということではないかと、各国も政策の変更を迫られているわけでありまして。

例えば、ロシアから天然ガスに依存をしていたEU、特にドイツですね、電力大手が石炭火力発電の再稼働をするような動きがあるというふうに報じられております。このようなCO₂以降の国際環境の変化がグラスゴー合意に与える影響について、まあドイツのことだから余りよく分かりますということかもしれませんけれども、環境省としてどのように分析をされているのか、伺いたいと思います。

○政府参考人（小野洋君） お答え申し上げます。まず、委員が御指摘ございましたドイツでございますけれども、二〇三八年に全ての石炭発電を廃止する目標を掲げております。また、二〇二一年の連立協定におきましては、石炭発電所の段階的廃止を理想的には二〇三〇年へ前倒しすることを盛り込んでおります。

委員からございましたように、新聞報道あるいは専門家の分析で、短期的にガス価格の高騰を受けて石炭の輸入量あるいは消費量の増大等々の情報に接するところがございますけれども、先ほど申し上げました脱石炭火力の目標が変更されたというようなことは、また事実としてございません。また、三月十日のG7臨時エネルギー大臣会合でも、コミュニケにおきまして、クリーンエネルギーへの移行の加速がエネルギー安全保障に向けた最も重要な貢献であると、またグラスゴー気候

合意の履行についても確認されているということでございます。

今回のウクライナ情勢によって再生可能エネルギーの重要性は更に高まっていくと考えておりますし、先ほどのG7臨時エネルギー大臣会合のコミュニケを見ても、国際社会におけるカーボンニュートラルに向けた大きな流れというのは揺らぐものではなくて、グラスゴー気候合意を実施していくその方針については変わらないものと理解しております。

○那谷屋正義君 もう一枚お配りした資料を御覧いただければと思いますが、世界のエネルギー起源CO₂排出量、これは二〇一九年でありまして、一位が御案内のように中国、そしてアメリカ、インド、ロシア、そして何と日本が五位ということで、ドイツはその隣に一・九%となっております。やはり、これもやはり大きなウエートを占めるというふうに思いますので、注目をしなければいけないところだろうというふうに思います。

ちよつと時間の関係で、今回のこのロシアのウクライナへの侵攻は断じて許される話ではないというふうに私も思うわけでありまして。そしてさらに、戦争というのは最大の環境破壊であるということを示しているというふうに言わざるを得ません。

世界エネルギー起源CO₂排出量を見ると、今言ったとおり、ロシアは四位というところにあります。グラスゴーで開催されたこのCOP26では一・五度以内に抑えることが目標とされたんですけれども、今回のウクライナ侵攻でロシアが国際的な環境枠組みから外れるようなことがあると二〇五〇年カーボンニュートラルに向けたシナリオは大きな影響を受けるといふふうに考えますけれども、環境省の見解を伺います。

○国務大臣（山口壯君） このロシアのウクライナ情勢、侵略を受けても、もちろんそのグラスゴー合意というのは揺るぎないものだというふうに思います。

現実には、環境大臣会合ということでオンラインでよくあるんですけども、私の方からちよつと今そういうことをやって大丈夫かねというようなことも言うこともあるんですけども、やっぱりそれは変わらずにやっついていこうというところがあります。この間のあのOECDの環境閣僚会議もそういうことで、最初みんな、もちろんそのロシアのウクライナ戦略というのは受け入れ難いというか許し難いということをきちつと言った上で、そういう形でやっています。

結局、いろんな枠組みがあると思うんですね、環境以外にもいろんな枠組みの中、ロシアが関わっている。これをどういふふうにこれから対応し

ていくかというのは、少々大きな問題を含んでいます。今までどおりにやる、ビジネス・アズ・ユージュアルということは、まあ沈黙は承諾の印みたいになってしまいうし、そこはちよつと良くないなど。

他方、今、那谷屋先生がおっしゃるとおりに、ロシアが抜けた場合のこの気候温暖化、地球温暖化、あるいは気候変動についての悪影響というのも当然あるわけですから、そういう意味ではそこら辺のバランスきちつと取っていかなきやいけないと思うんです。

今、G7等におけるエネルギー安全保障の向上に向けた方策の議論の主な方向性というのは、国産の自立したエネルギーシステムである再エネの導入、加速、省エネの推進ということで、ロシアがこういうふうをやったからということ、どうやって自立した国産のその自前のエネルギーシステムを整えるか。これはCOP28の合意と方向性は一緒ですから、我々にしたら、それを更に加速させるものだというふうを受け取っています。

世界全体でもこのカーボンニュートラルに向けて大きな流れというのは私は揺らいでいないと思っっていますので、あとはロシアをどう対応するかという問題はあるにしても、日本としてはそういう方向の中で、これからG7の気候・エネルギー・環境大臣会合あるいは十一月のCOP27等

に向けて、国際的な議論には積極的に関わり、貢献してまいりたいと思います。

○那谷屋正義君 今、最後に大臣の方からCOP28のことに言及がございましたので、ちよつと質問戻らせていただきますが、今年の十一月にエジプトのシャルム・エル・シェイクでCOP28が開催される予定であります。

御案内のように、アフリカでの開催ということ踏まえると、COP28で合意された、気候変動の影響を緩和し適応するための途上国に対する二〇二五年まで年間一千億ドルの長期気候資金の達成見込みや、更に踏み込んで、損失と損害に対する補償などが論点になるといふふうに考えられます。言い換えると、途上国にとっては、これまでこれだけいわゆるこの炭素化問題を発したのは先進国じゃないかと、我々の責任じゃないんだと、どうしてくれるんだという、そういう問題が当然ここで出てくるわけでありまして。

COP28における想定される課題と、現時点でのそれらの課題に対する我が国の立場について大臣にお伺いします。

○国務大臣（山口壯君） イギリスのあのCOP28、グラスゴーで行われたときに、イギリスは先進国、次はエジプトというふうに分かっています。その意味で、我々的にも、二度ではなく一・五度というものをこのグラスゴーでどうしてもま

とめたいと。それで、エジプトの持っているその重点の置き方というのは、当然のことながら、そういう適応とか、そっちの方、予想されますので、そういうことを踏まえた上で、この一・五度というのをどうしてもグラスゴーでというような気持ちでみんなが合わさった次第です。

この途上国において気候変動影響に対する強靱性を強化するためには適応の取組を進めることが不可欠だという認識の下、その昨年のCOP28で岸田総理から、適応分野の支援を倍増すると、二〇二五年までの五年間で日本が百四十八億ドルの支援を表明した次第です。

環境省的には、我が国の災害経験、あるいは防災の技術等といった日本が有する知見を活用して、途上国の適応力の向上に向けて、気候変動リスクに関する最新の科学的知見、情報、能力強化等を通じて貢献してきていますし、またこれからもそれを更に頑張らなければいけないと思っております。

COP28の議長国であるエジプト、適応、あるいは先ほどおっしゃられたロス・アンド・ダメージ、そして資金、これに力を入れてくると当然予想されますので、一・五度目標の達成ということもバランスを取りながら言っていかなきゃいかぬなど。先進国的には、この緩和の野心とそれからこの適応の話、これがバランス取られるように、

日本としても私としても、この議論を、そっちの方を頑張らなきゃいかぬというふうに思っています。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

この問題は、この脱炭素化だけではなくて、ちよつと今日もう時間がないのでできませんが、いわゆる海洋プラスチックの問題なんかでも、大量に発生させたのは先進国じゃないかというふうなことで、そうしたところとの対立が若干ある、若干というか、あるようですので、是非この問題は、どこの国はいいとか、どこの国はやらなくていいとかって、そういう話じゃなくて、やはりみんなで取り組まなければ実現できない、社会、地球を守るために取り組まなきゃいけない、そういう問題だというふうに思いますので、是非日本がそのイニシアチブをしっかりと取っていただいて、まず脱炭素化社会の実現に向けて更なる御努力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

もう時間がないので質問はしませんが、もう一つ、このロシアの問題というのは、もう一つ問題が出てきました。

というのは、これによって日本の政府も来年度は防衛予算を上げるというふうなことが様々言われておりますけれども、この実は防衛予算に含まれるつまり様々なものに係って、やはり脱炭素化というものをいつも気に掛けながらこういう話を

されているのかそうじゃないのかということではなく、常に大きな問題でありまして、当然武器を使えば、ウクライナの惨状を見れば大変厳しい状況に置かれているわけでありまして、やはりそのところを、安易ということではないんですけども、国民の生命と財産を守るための大変な目標と同時にこの脱炭素化もしっかりと並行して考えていくということをお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝でございます。質問をさせていただきます。

本日は、自動販売機のリサイクルボックスへの異物混入問題についてまずお伺いしたいと思っております。

この問題につきましては、昨年の五月二十八日の衆議院の環境委員会におきまして公明党の斉藤鉄夫議員が取り上げておりますけれども、その後の環境省の対応について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、資料をお配りさせていただいておりますが、資料の一ページでございます。自販機リサイクルボックスの異物混入率の低減活動の背景ということですが、左側は飲料業界としても、ペットボトルの資源循環を促進をしているということですが、右側の方でありますけれども、自販機